

沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟愛称募集要領

1 趣旨

沖縄県動物愛護管理センター譲渡推進棟（以下「譲渡推進棟」という。）は、南城市にある沖縄県動物愛護管理センターの犬や猫の譲渡推進機能等の強化を図るための拠点施設として、令和4年10月から供用を開始しました。この施設が県民の皆様に愛され、広く活用されるものとするため、親しみをこめて呼んでもらえるよう愛称を募集します。

2 譲渡推進棟の役割

(1) 譲渡拠点機能

譲渡適正のある犬及び猫の譲渡数を増加させ、犬猫殺処分ゼロを目指す譲渡推進の拠点となる機能

(2) 普及啓発機能

県民への適正飼養の実践的な啓発と動物愛護思想の醸成の拠点機能

(3) 交流共生機能

人と動物が共生できる沖縄県の実現を目指し、動物の飼育の有無を問わず多くの県民に広く活用されるばとしての機能

(4) 災害支援機能

災害時の動物救護の支援機能

3 愛称の条件

(1) 譲渡推進棟の趣旨に合ったものであること

(2) 動物愛護啓発の拠点施設の愛称として相応しいと認められるものであること

(3) 親しみがああり、覚えやすいものであること

4 応募資格

県内在住の方ならどなたでも応募できます（団体は除く）。

5 応募方法

(1) 以下の事項を記載のうえ、郵送、FAX 又は電子メールによりご応募ください（電子メールの場合は、件名を『譲渡推進棟愛称応募』としてください）。

- ①愛称（ふりがな付き）
- ②愛称をつけた理由
- ③郵便番号と住所
- ④氏名（ふりがな付き）
- ⑤年齢
- ⑥電話番号

(2) 一人何点でも応募できますが、1度の応募につき1作品とします。

6 募集期間

令和4年11月8日（火）から同年12月9日（金）まで【当日消印有効】

7 賞

最優秀賞1点 賞状と副賞

※譲渡推進棟開所式で表彰を予定しています。

※受賞作品の応募者が複数の場合は、抽選により受賞者1名を決定します。

8 審査・発表

(1) 別に定める審査要領に基づき、愛称を決定します。なお、審査に関する問い合わせには応じません。

(2) 審査結果は、受賞者に直接連絡するほか、沖縄県ホームページ等を通じて発表します。

(3) 発表にあたっては、受賞作品、受賞者の氏名、年齢、居住市町村名を公表します。

9 受賞作品の使用

(1) 受賞作品は、譲渡推進棟の愛称として広く使用します。

(2) 受賞作品の一部を修正・補作して使用する場合があります。

10 応募に関する注意事項

- (1) 応募作品は、自作・未発表のものに限ります。
- (2) 応募作品は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないものに限ります。応募作品に対し、第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、応募者が費用負担を含め自己の責任において対処するものとし、沖縄県は一切の責任を負いません。
- (3) 応募作品は返却しません。また、応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 受賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の一切の権利は、沖縄県に無償で譲渡されたものとし、応募者は、著作者人格権を主張することはできません。
- (5) 受賞者は、受賞の権利を他人に譲渡することはできません。
- (6) 応募者の個人情報適切に管理し、この募集の目的以外の用途には使用しません。ただし、法令等により開示を求められた場合は、この限りではありません。
- (7) 本要領に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- (8) 応募の時点で、この応募要領記載事項に同意したものとします。

11 応募・問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

電話：098-866-2243

FAX：098-866-2855

メールアドレス：aa039004@pref.okinawa.lg.jp